


所管部課	子育て支援部子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市子どもショートステイ事業実施要綱の一部を改正する訓令について		区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市子どもショートステイ事業の利用に当たり、対象外とする児童及び養育協力員家庭に係る条項のうち、現状に合わせた内容とするため、文言整理を行い、東大和市子ども家庭支援センター一時預かり事業実施規則と内容の整合性を図るもの。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第3条第2項及び第12条第3項の文言整理</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>現状にあった条文となる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。